

身体的拘束等の適正化について

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

未実施の場合の介護報酬減額措置⇒身体拘束廃止未実施減算

該当サービス：小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）を3か月に1回以上開催（テレビ電話装置等を活用できる）するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知すること

- ・委員会の構成：施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等
- ・構成メンバーの責務、役割分担を明確にする。
- ・専任の担当者を決めておくこと。
- ・責任者は、ケア全般の責任者が望ましい。
- ・第三者、専門家を活用すること（精神科専門医等）

※ 施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要。

<具体的内容>

- ①身体的拘束について報告するための様式を整備
- ②身体的拘束の発生ごとにその状態、背景等を記録、報告
- ③委員会において、報告された事例を集計分析
（発生時の状況等の分析、発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討）
- ④適正化策を講じた後に、その効果の評価

(2) 身体的拘束適正化のための指針の整備

<必要項目>

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

<内容>

身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに施設における指針に基づき、適正化の徹底を行う。

<職員教育を組織的に徹底>

- ・指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催する。
- ・新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
- ・研修の実施内容についても記録することが必要である。
- ・研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

事故の報告について

介護サービス事業者は、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図る。

報告先

・利用者の保険者(3市3町介護保険担当課)

※ 緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又は恐れがあると判断されるものについては広域福祉課へも報告する

報告すべき事故の種類

- ① 死亡事故(疾患の終末期の死亡及び老衰等の自然死を除く。)
 - ② 医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受け投薬、処置等何等かの治療が必要となった事故
 - ③ その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。
- ・その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。
- ④ 震災、風水害及び火災等の災害により、サービス提供に影響するもの。
 - ⑥ 食中毒及び感染症が発生し保健所へ届け出たもの。
 - ⑤ 職員(従業者)法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。
 - ④ その他報告が必要と判断されるもの。

報告すべき事故の範囲

- ・事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による負傷者等であっても上記の「報告すべき事故の種類」に該当する場合は報告する。)
- ・事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの(施設等内の医療処置を含む。)とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告する。
- ・利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合(家族等と紛争が生じる可能性のある場合)は報告する。
- ・その他報告が必要と判断される場合。

報告の時期

事故等の発生後、速やかに提出する。なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに保険者、広域福祉課へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。